

原子力損害賠償紛争解決センターの 活動状況

平成27年8月25日

原子力損害賠償紛争解決センター

1. 原子力損害賠償紛争解決センター※1の体制

※1 本資料では、以下 「センター」という。

原子力損害賠償紛争審査会

- 政令改正し、和解の仲介を行う「特別委員」を新設（文部科学大臣が任命）
- 委員または特別委員の中から総括委員を指名
- 総括委員は、裁判官経験者、弁護士、学者から選任

センター 総数 619名
うち 弁護士 474名

総括委員会 委員(非常勤) 委員長(非常勤) 委員(非常勤)

- 総括委員の業務
 - ・パネルの設置・事件及び仲介委員の割振り・進捗管理
 - ・各パネルに共通的な業務

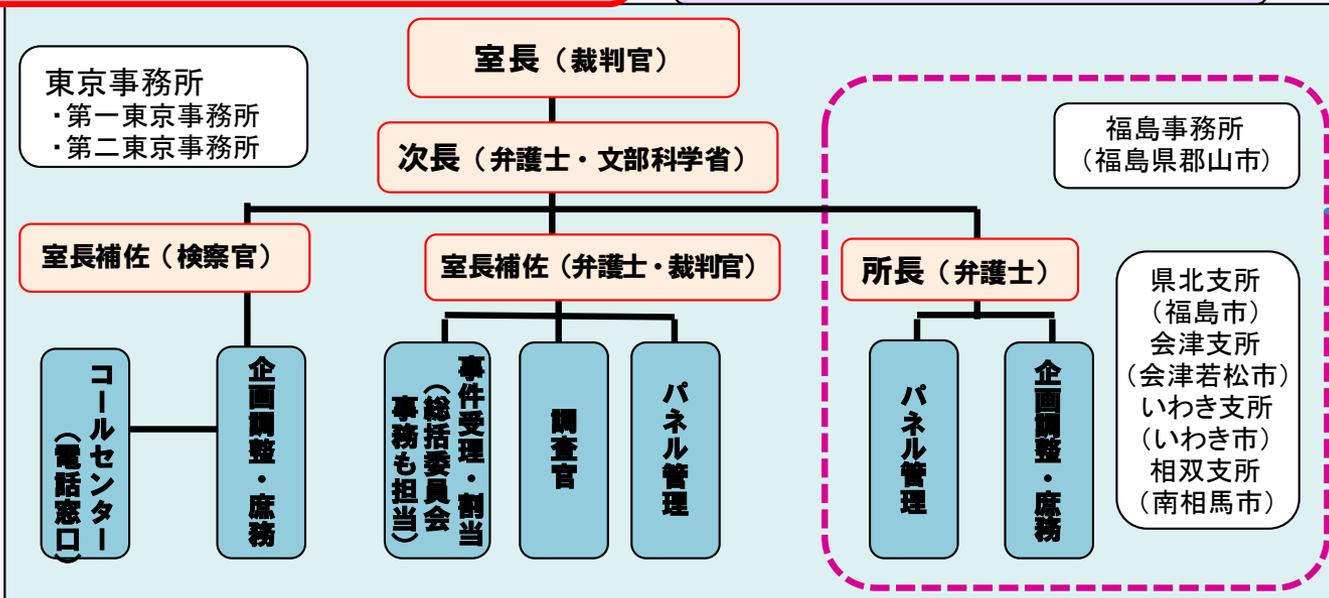
仲介委員



仲介室

文部科学省 / 裁判所 / 法務省 / 弁護士(次長・所長) / 弁護士(調査官等) / 事務補助員等

原子力損害賠償紛争和解仲介室



福島事務所



県北支所



いわき支所



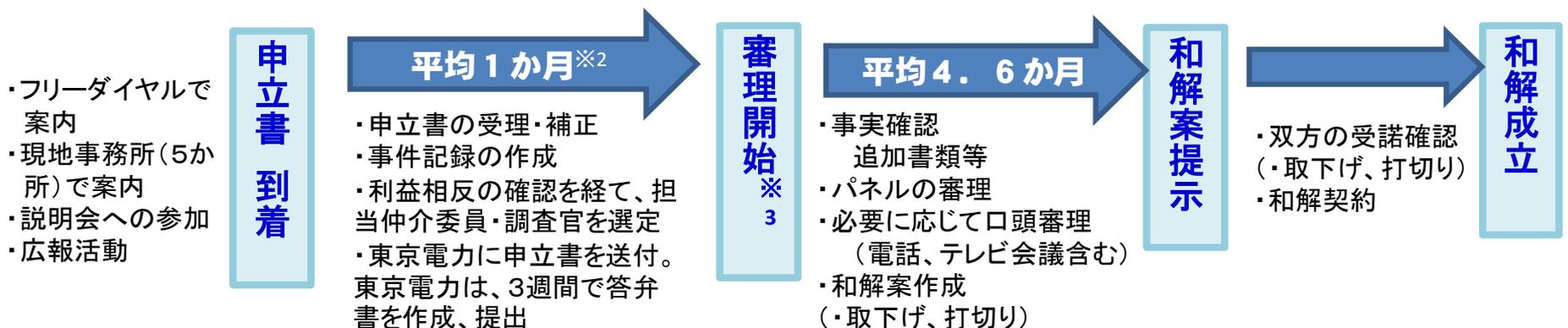
相双支所



会津支所

2. センターにおける和解仲介手続

和解成立までの流れ



※2 所要期間は、平成26年終了事案の平均値を計上。

※3 審理開始は、便宜的に、仲介委員が決定し指名通知を発出した日とした。

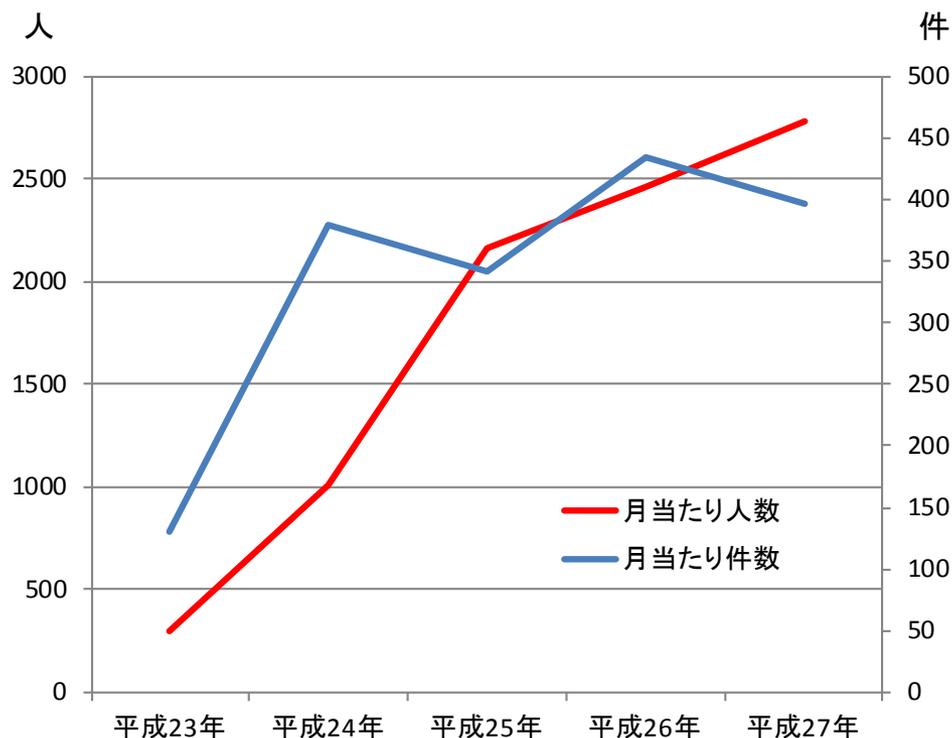
センターの手続の特徴

- ・中立・公正な公的機関が裁判外の手続として、和解を仲介。
- ・裁判よりも手続が簡便かつ迅速。本人申立てがしやすく、弁護士を代理人に立てるかどうかは申立者が選択。
- ・裁判のような厳格な手続観にとらわれることなく、被害の実態に即した常識的な事実認定も実施。
- ・仲介費用は無料(申立書の郵送等の実費のみ申立人負担)。
- ・既に東京電力との間で合意している場合も申立てが可能。その場合、東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ない。

3. 申立状況 ①申立件数の推移

- 申立人数は、当初より一貫して増加
- 申立件数は、発足当初を除き、概ね400～500件／月程度で推移
- 事故発生より4年以上経過しているが、申立て件数は横ばい傾向で、減少の兆しは見えない。

図1 申立人数／件数の推移

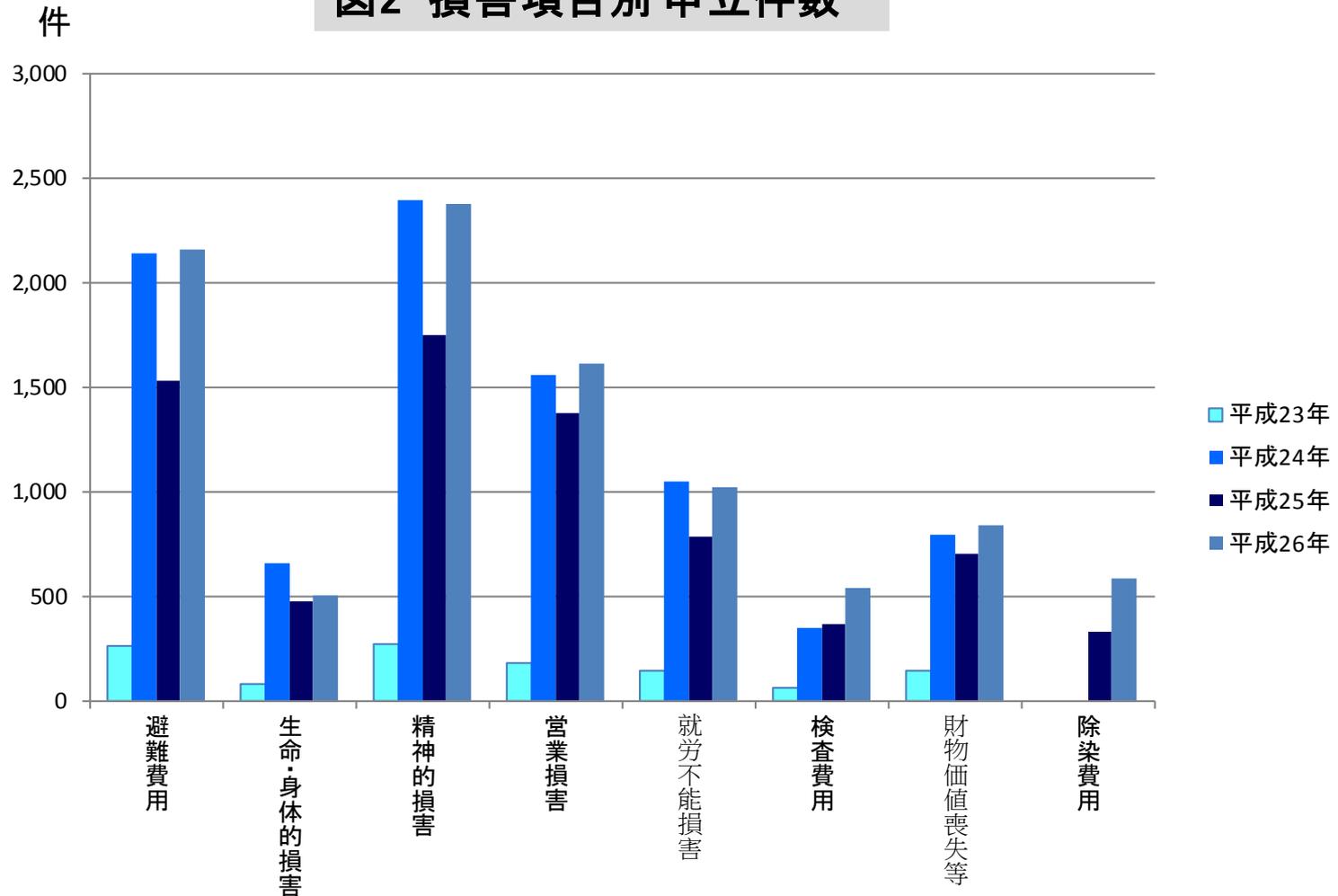


	申立件数	申立人数
平成23年(9月～12月)	521	1,206
平成24年	4,542	12,055
平成25年	4,091	25,914
平成26年	5,217	29,534
平成27年(1月～7月)	2,769	19,474

3. 申立状況 ②申立項目

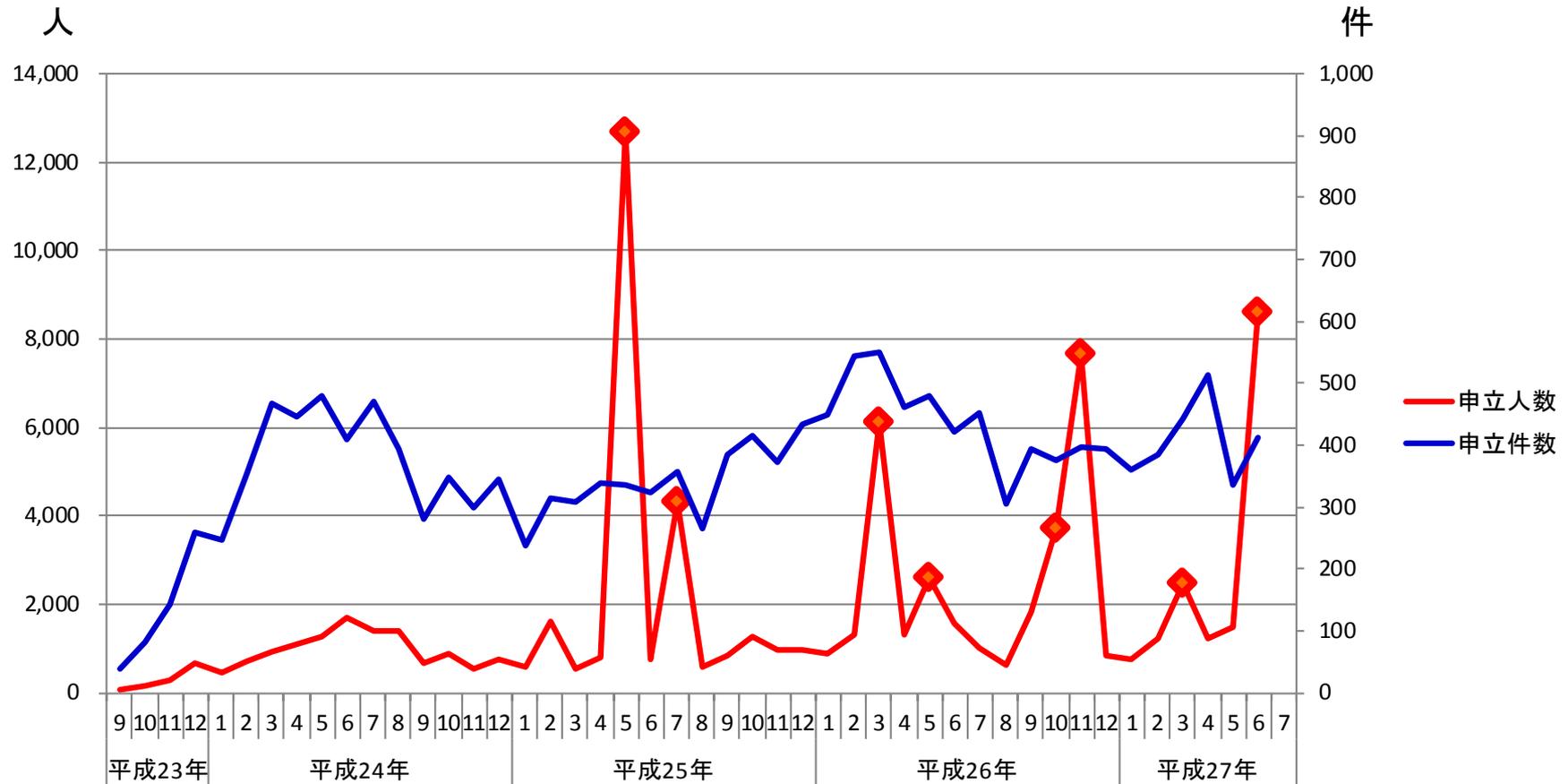
○申立全体における各損害項目の比は、当初より一定しており、特段の変化は見られない。

図2 損害項目別申立件数



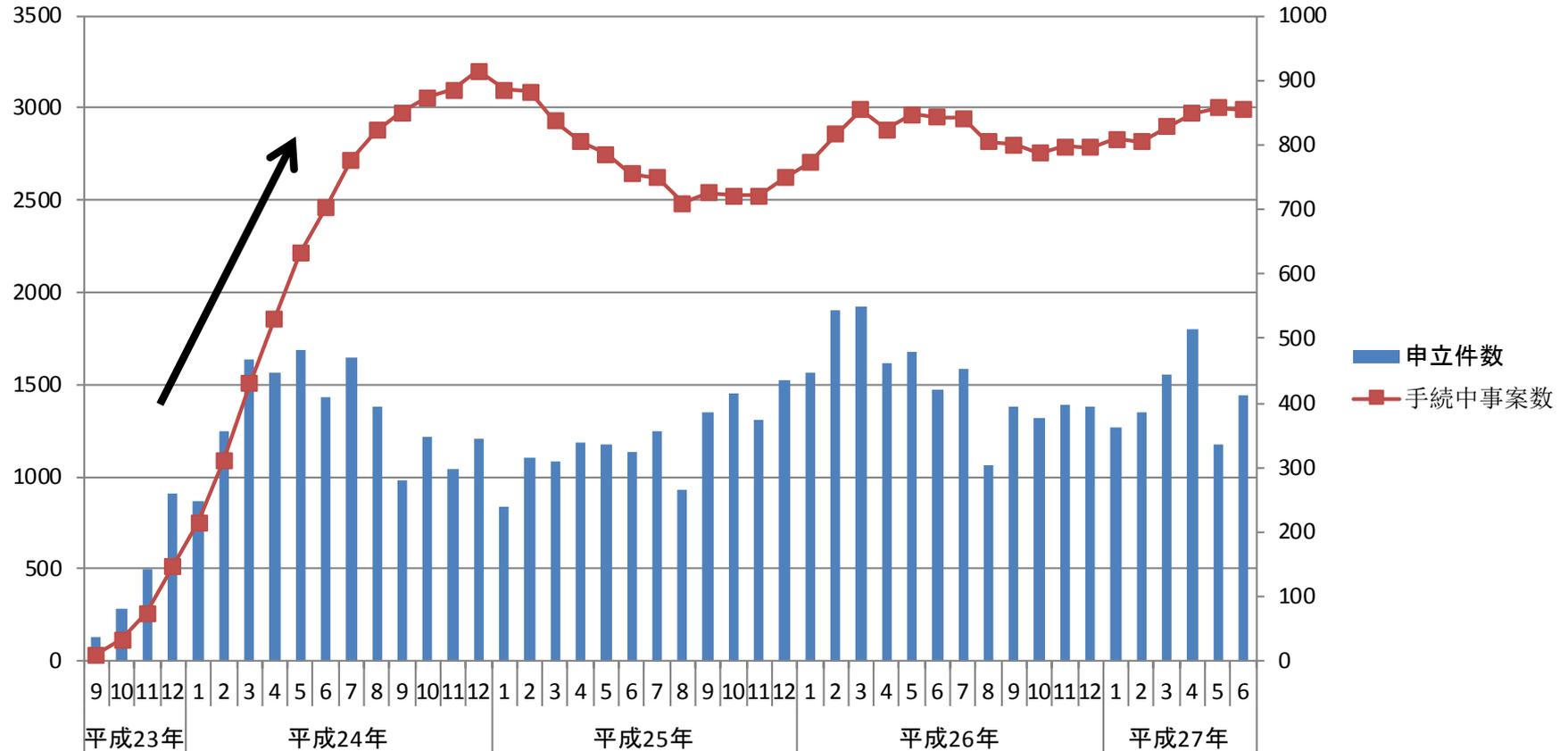
3. 申立状況 ③ 集団申立

図3 申立件数及び申立人数の推移の比較



4. 審理の迅速化 ①背景

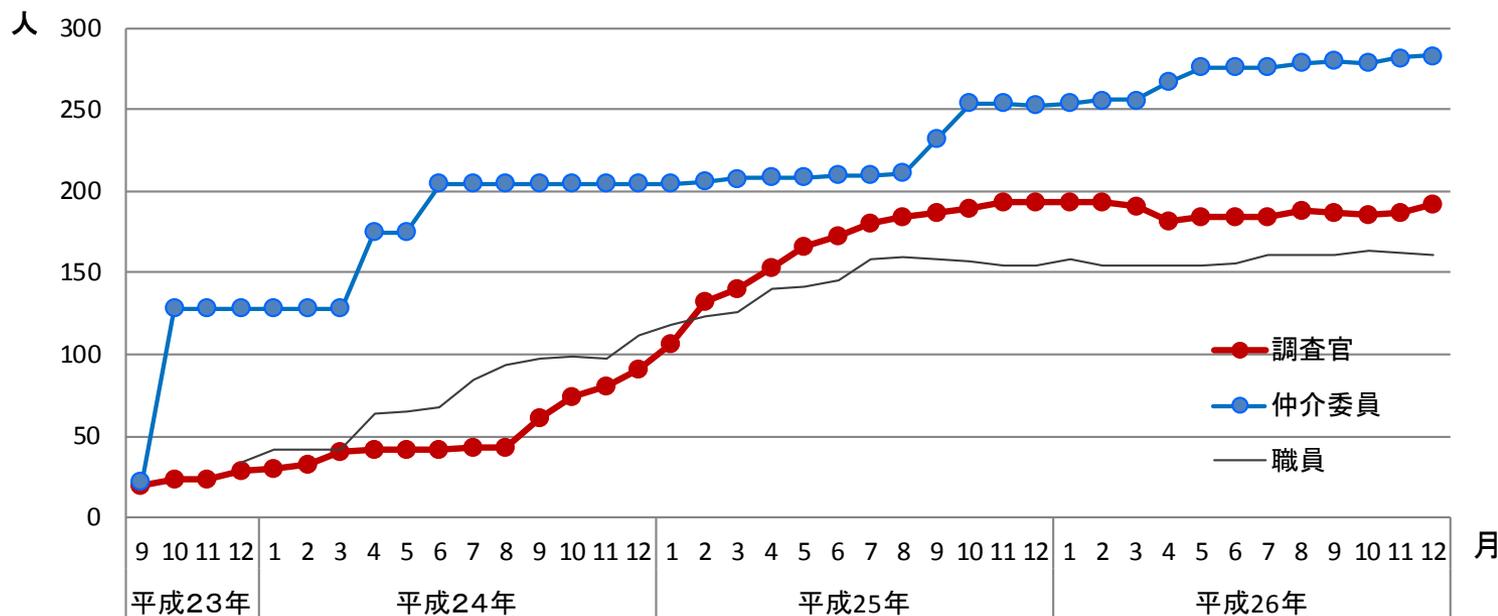
図4 申立件数と手続中事案数の推移



4. 審理の迅速化 ②センター体制の強化

- 仲介委員22名、調査官19名で業務開始
- 平成24年から25年にかけて調査官を増員するなど、集中的に体制を整備
- 平成27年8月現在、仲介委員279名、調査官183名

図5 職員数の推移



※各月末の人員数を計上

4. 審理の迅速化 ③審理の工夫

○膨大な申立てに対応するため審理簡素化のための工夫を実施

- ・訴訟のような厳格な手続を実施しない
- ・口頭審理期日は原則として東京事務所で実施(遠方の申立人のために電話会議システム又はテレビ会議システムを活用)
- ・当事者間の釈明要求や資料提出要求は特に申立人に負担を課すことになるので厳選して採用する。

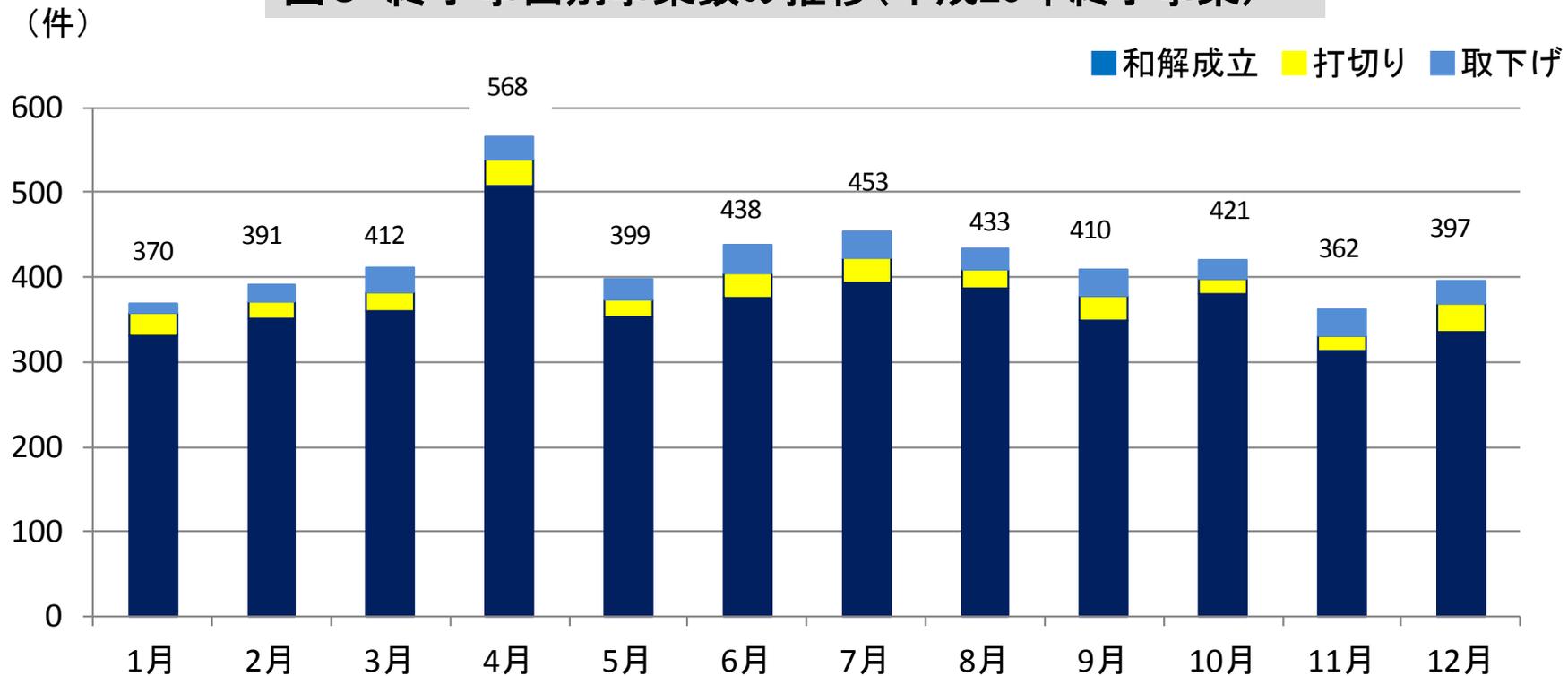
○多くの申立てに共通する点を整理し、和解の仲介に当たって参照される統一した基準として「総括基準」を策定(HPに掲載)

- ・避難者の第2期の慰謝料について
- ・自主的避難を実行したものがいる場合の細目について
- ・精神損害の増額事由等について
- ・避難等対象区域内の財物損害の賠償時期について
- ・訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について
- ・弁護士費用について
- ・営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について
- ・営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について
- ・加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について
- ・直接請求における東京電力からの回答金額の取扱について
- ・旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料について
- ・観光業の風評被害について
- ・減収分(逸失利益)の算定と利益率について
- ・早期一部支払いの実施について

5. 和解仲介の状況

- 毎月400件程度が終了し、その8割強で和解が成立。
- 東京電力の和解案拒否による打切りは、全て同社社員又はその家族による申立てであり、全体の0.4%。
- 平成27年7月末日現在までに、11,868件の和解が成立。

図6 終了事由別事案数の推移(平成26年終了事案)



6. 広報活動

○ センターの存在と活動を周知することにより、紛争解決を必要としている被害者への支援を促進

(1) 住民等対象説明会

被災自治体等との連携により、各地の住民等を対象に、センターの業務概要や申立て方法等を説明(平成26年の主な説明会は42回)。



(2) 和解事例の公表

総括委員会が、当センターで実施されている和解仲介の結果が広く知られ、被害者に対する東京電力による損害賠償がより迅速・適切に行われることに資するものとなることを期待し、ウェブページに和解事例を公表。平成27年8月10日までに、1,062件の和解事例を公表。

(3) 和解事例集の作成・配布

避難指示区域や損害項目別等で整理した小冊子「原子力損害賠償紛争解決センターでの和解事例の抜粋」を作成。福島県内の自治体等に配布。

(4) リーフレットの配布

頻繁に寄せられる質問への回答や最新の和解事例等を掲載したリーフレットを作成。避難指示対象区域12市町村の広報誌に同封する形で配布。



(5) ポスターの作成、掲載

問合せ先等を記載したポスターを作成、自治体等に掲載を依頼。

7. センターを巡る主な経緯

平成23年

4月～12月 審査会が中間指針及び追補を策定

7月 政令改正。審査会に、和解の仲介の手續に参与させるため、特別委員を置くことができること、和解の仲介の手續は、委員又は特別委員によって実施することを規程

8月 審査会において、ADRセンターにおける和解仲介手續に関する要綱を決定

9月 センターは、東京事務所及び福島事務所を設置し、和解仲介手續を開始

平成24年

前半 申立件数が急増(平成23年9月約40件→平成24年4月約450件)

2月～12月 総括委員会が、和解の仲介に際して指針を適用するにあたり、多くの申立てに共通すると思われる問題点に関して一定の基準となる総括基準を14本決定

7月 福島事務所の支所を4か所(福島市、会津若松市、いわき市及び南相馬市)に設置

8月頃～平成25年8月頃 手續中の事案が増加の一途をたどる状況下、日弁連及び弁護士会の協力を得て調査官を倍増し、体制整備を推進

平成25年

センターにおける手續中の事案数の増加が止まり、3千件弱で安定化

8月頃 体制整備が一段落

審理簡素化の工夫を実施

12月 時効の特例に関する法律が成立。損害賠償請求権の期間の制限が、本件事故に関しては、3年間ではなく10年間とされた。

平成26年

事故後3年経過するも、申立件数は高い水準を維持

センターの業務は比較的安定。標準的な事案は概ね6か月程度で和解が成立

集団申立が増加

東京電力が和解案の受諾を拒否する回答を行うケースが見られるようになり、総括委員会が所見を公表